

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月18日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
久保田 健太郎
(Kentaro Kubota)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 小塚 満里鈴

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1551

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2021年9月4日から2022年10月3日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月19日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項について、2022年3月18日の経過によりNEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNに係る信託個別契約が終了することに伴い、関連する事項を訂正するため、さらに、添付書類である「信託個別契約8」を差し替えるため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

募集又は売出しに関する特別記載事項

添付書類

信託個別契約8

3【訂正箇所】

(注)訂正箇所は、____ 罫で示しております(なお、上記有価証券届出書において付されていた下線は、訂正箇所を明示するため、以下においては表示していません。)。また、差し替える添付書類を本訂正届出書に添付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<訂正前>

本「第1 募集要項」には24の異なる種類の有価証券信託受益証券についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された用語は当該有価証券信託受益証券の関係でその定義された意味を有する。一方、それぞれの有価証券信託受益証券の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの有価証券信託受益証券に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。

<訂正後>

本「第1 募集要項」には23の異なる種類の有価証券信託受益証券についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された用語は当該有価証券信託受益証券の関係でその定義された意味を有する。一方、それぞれの有価証券信託受益証券の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの有価証券信託受益証券に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

<訂正前>

銘柄

	銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
1	NEXT NOTES 香港ハンセン・ ダブル・ブル ETN	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債
2	NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN	ハンセン指数・ショートインデックス連動債
3	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ ダブル・ブル ETN	韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債
4	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN	韓国総合株価指数200(先物)・ インバースインデックス連動債
<u>5</u>	NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN	日経平均VI先物指数連動債2
<u>6</u>	NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN	日経・JPX金レバレッジ指数連動債
<u>7</u>	NEXT NOTES 金先物 ベア ETN	日経・JPX金インバース指数連動債
<u>8</u>	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ ブル ETN	日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3
<u>9</u>	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN	日経・JPX原油インバース指数連動債
<u>10</u>	NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス (円ヘッジ・プライスリターン)連動債 (以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数 連動債」という。)
<u>11</u>	NEXT NOTES NYダウ・ベア・ ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス (円ヘッジ・トータルリターン)連動債 (以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数 連動債」という。)
<u>12</u>	NEXT NOTES 東証マザーズETN	東証マザーズ指数連動債
<u>13</u>	NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 (円、ネットリターン) ETN	STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン)連動債
<u>14</u>	NEXT NOTES S&P500 配当貴族 (ネットリターン) ETN	S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債
<u>15</u>	NEXT NOTES S&P シンガポール リート (ネットリターン) ETN	S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債
<u>16</u>	NEXT NOTES インドNifty・ ダブル・ブル ETN	Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債
<u>17</u>	NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN	Nifty デイリーインバース (トータルリターン)指数連動債
<u>18</u>	NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数 (ネットトータルリターン)連動債
<u>19</u>	NEXT NOTES 日本株配当貴族 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	S&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み)連動債
<u>20</u>	NEXT NOTES 東証REIT (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債

21	NEXT NOTES 野村AIビジネス70 (ネットリターン) ETN	野村AIビジネス70(ネットリターン)連動債
22	NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETN	野村日本株高ベータ・セレクト30 (ネットリターン)連動債
23	NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETN	野村日本株低ベータ・セレクト50 (ネットリターン)連動債
24	NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株 (ネットリターン) ETN	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパン エンタープライズ指数(課税後配当込み)連動債

(注1) 以下、第1から第24までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別にまたは総称して「本信託」という。

(注2) 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第1から第24までの受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。また、第6から第9までの受託有価証券を個別にまたは総称して「日経・JPX指数連動債」、第10および第11の受託有価証券を個別にまたは総称して「ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債」、第14および第15の受託有価証券を個別にまたは総称して「S&P指数(課税後配当込み)連動債」、第16および第17の受託有価証券を個別にまたは総称して「Nifty指数連動債」ということがある。

(注3) 本外国指標連動証券の元本その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。

(注4) 本書の提出会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイは、第1から第24までの本受益権に係る有価証券届出書を2019年6月14日に関東財務局長に提出している。

発行価額の総額

各本受益権について、500億円を上限とする。

なお、第1から第4までの本受益権は2013年2月18日に、第5から第9までの本受益権は2013年4月19日に、第10から第12までの本受益権は2013年10月28日に、第13の本受益権は2014年3月12日に、第14から第17までの本受益権は2014年11月18日に、第18の本受益権は2015年3月16日に、第19および第20の本受益権は2016年12月1日に、第21から第23までの本受益権は2017年3月1日に、また第24の本受益権は2019年7月10日に、それぞれ東京証券取引所に上場された。

発行価格

各本受益権について、1口当たり、申込受付日(以下に定義する。)現在の本外国指標連動証券1券面の額面金額(1万円。ただし、日経平均VI先物指数連動債2の場合は1,000円、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は100円)当たりの償還価額(下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入(c)用語の定義」に定義する。)を受益権付与率(以下に定義する。)で除することにより算出される価額(小数点以下は切り上げる。)(以下「発行価格」という。)とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

(中略)

申込単位は、各本受益権について20,000口以上1口単位(ただし、日経平均VI先物指数連動債2に係る本受益権については2,000口以上1口単位)とする。

(中略)

申込期間

申込期間: 2021年9月4日から2022年10月3日までとする。ただし、NEXT NOTES 日経平均VI先物指数ETNについては、2021年9月4日から2022年3月18日までとする。

(中略)

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき20,000口（ただし、日経平均VI先物指数連動債2に係る本受益権については2,000口）（受益権付与率に変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当該口数を変更することがある。）以上1口単位とする。

（中略）

信託終了時の残余財産の給付

（中略）

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき（繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」（ただし、日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX指数連動債の場合は、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」）に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。）。

（中略）

- (14) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項第41条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

上記にかかわらず、NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNの信託は、2022年3月18日の経過により終了する。

（中略）

<NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN、NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブルETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

（中略）

2 償還および買入

(a) 満期償還

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1,000円につき、以下の算式に従って算出される金額（0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。）により償還される。

$$\frac{1,000\text{円}}{\text{最終評価日における償還価額}} \times \frac{IL_0}{100}$$

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額(0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。)により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

(中略)

(c) 用語の定義

(中略)

「管理費用」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

0.95% (=0.0095) をいう。

日経・JPX指数連動債の場合：

0.80% (=0.008) をいう。

「関連取引所」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原資産に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

日経・JPX指数連動債の場合：

東京証券取引所、および、計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをいう。

「規定通貨」とは、

日本円をいう。

「原資産」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

日経平均ボラティリティー・インデックス先物をいう。

「原指数」とは、

日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

日経・JPX金指数をいう。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

日経・JPX原油指数をいう。

「最終評価日」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

満期償還日の10予定取引所営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の決定にあたり、かかる日が障害日の場合、日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日でない場合、日経・JPX金レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。日経・JPX金レバレッジ指数が最終評価日の8予定取引所営業日後の日までに決定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「市場混乱事由」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

「取引障害」とは、()本取引所における原資産に関し、または()関連取引所における原資産に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはそのほかが許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、()本取引所における原資産の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または()関連取引所における原資産に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由(早期終了を除く。)をいう。

「早期終了」とは、本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と()かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。

日経・JPX指数連動債の場合：

取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。

(中略)

(中略)

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日(当日を除く。)から最終評価日(当日を除く。)までの期間をいう。

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

償還価額を算出するために使用される日経平均VI先物指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経平均VI先物指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。)

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。)。

(中略)

(中略)

「当初評価日」とは、

2013年4月17日をいう。

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

償還価額を算出するために使用される日経平均VI先物指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経平均VI先物指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「取引日」とは、

2013年4月2日(ただし、日経平均VI先物指数連動債2の場合は2019年8月16日、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年5月11日)をいう。

(中略)

「ヘッジ取引」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う()有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、()株式貸借取引または()その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

日経・JPX指数連動債の場合：

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う()有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または()その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」

とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う()有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約、()株式貸借取引または()その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

日経・JPX指数連動債の場合：

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う()有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または()その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

(中略)

「本指数」とは、

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数(Nikkei 225 VI Futures Index)をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

日経・JPX金レバレッジ指数(Nikkei-JPX Leveraged Gold Index)をいう。

(中略)

「本取引所」とは、

日経平均VI先物指数連動債2、日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

株式会社大阪取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

(中略)

(中略)

「 IL_t 」または「償還価額」とは、

当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの期間のいずれかの暦日(t)において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

日経平均VI先物指数連動債2の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(NKYVF[t])}{(NKYVF[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(GOLDLV[t])}{(GOLDLV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

(中略)

「 IL_0 」とは、

「 $NKYVF[t]$ 」または

「日経平均VI先物指数」とは、

100をいう。

ブルームバーグの「NKYVF Index」のページまたは計算代理人が決定する後継もしくは代替のページもしくは情報配信ソースに表示される、いずれかの日の日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の終値をいう。

「 $NKYVF[0]$ 」とは、

当初評価日における日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数をいう。

「t」とは、

当初評価日(当日を含む。)から最終評価日(当日を含む。)までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(中略)

(ロ)調整事由

()インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合(構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。)、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合(以下「本指数の取消し」という。)、()インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合(本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。)、または()計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害(以下それぞれを「追加障害事由」という。)が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および/または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由(以下に定義する。)に対応するための相応な調整(もしあれば)を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額(下記「(g) 税制変更による繰上償還」に定義する。)を支払うものとする。

(中略)

< 免責事項 >

日経平均VI先物指数連動債2の場合:

1. 本指数は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、本指数自体および本指数を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
2. 「日経」および本指数を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
3. 本外国指標連動証券は、NEFの責任・信用力のもとで発行・償還されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その発行・償還および受益証券発行信託の組成・取引に関して、一切の責任を負わない。
4. 株式会社日本経済新聞社は、本指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負わない。
5. 株式会社日本経済新聞社は、本指数の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合:

(中略)

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

(中略)

7. 株式会社日本経済新聞社および株式会社東京商品取引所は、本指数および原指数の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

(e) NEFの選択による償還

日経平均VI先物指数連動債2に関して、NEFは、下記「9 通知」に従い、NEFの選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上120日以内の事前の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行い、かつ、かかる通知の15日以上前の（取消不能の）通知を代理人に対して行うことにより、NEFの選択による償還日において、本外国指標連動証券の全部（一部は不可）をNEFの選択による償還額（以下に定義する。）により償還することができる。ただし、かかる償還は、当初評価日の翌日（かかる日を以下「観測開始日」という。）以降（当日を含む。）のいずれかの日において、計算代理人により、本外国指標連動証券の償還評価額（以下に定義する。）が、（ ）額面金額とトリガー倍数（以下に定義する。）の積以上であると決定された場合または（ ）額面金額をトリガー倍数で除した金額以下であると決定された場合に限り、償還することができる。

「NEFの選択による償還日」とは、観測開始日から30日後の日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの各営業日をいい、「償還評価額」とは、本外国指標連動証券に関し、いずれかの日において、計算代理人が以下の算式に従って決定した金額をいう。

$$1,000円 \times \frac{IL_t}{IL_0} \times 100$$

「トリガー倍数」とは、4をいう。

額面金額当たりの「NEFの選択による償還額」とは、計算代理人がその単独の裁量により商業上合理的な方法で決定するNEFの選択による償還日の10予定取引所営業日前の日（以下「償還額決定日」という。）現在の本外国指標連動証券の償還評価額に相当する金額から、かかる償還によりNEFが負担した対象となる関連ヘッジ取引の解消に係る費用を含む（ただし、これらに限られない。）費用を控除した円貨額をいう。かかる日が障害日である場合、障害日でない翌予定取引所営業日にかかる償還額決定日とみなす。当初、償還額決定日と指定された日から8予定取引所営業日後の日までに償還額決定日が到来しない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した償還評価額を用いて、当該償還額決定日における本外国指標連動証券のNEFの選択による償還額を算出するものとする。

(f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、日経平均VI先物指数連動債2の場合、額面金額200万円以上1,000円単位、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、額面金額2億円以上1万円単位、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、額面金額200万円以上100円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

(中略)

(g) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

- () NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、当該課税管轄（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。））の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、（日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、）下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）それぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、
- () NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

（中略）

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、（日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、）NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役1名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または保証会社）が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には）上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

（中略）

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) NEFの選択による償還」、上記「(f) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(h) 規制事由による償還

（中略）

(i) 買入

（中略）

(j) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(i) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付さ

れ、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却（償還時を除く。）が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、（ ）支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに（ ）1986年合衆国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除（以下、日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、「第871(m)条源泉徴収」という。）もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」（内国歳入法第871(m)条において定義される。）も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収からの免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

（中略）

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- （ ）下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- （ ）本外国指標連動証券の満期償還額。
- （ ）本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- （ ）本外国指標連動証券のNEFの選択による償還額。
- （ ）本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

（中略）

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状（ただし、日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2019年7月19日付保証

状)(以下「保証状」という。))により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ(下記「5 担保提供制限」に従い)無担保の債務であり、また、(下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き)保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(中略)

8 課税上の取扱い

(中略)

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局(日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄)によりまたはそれら(日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄)に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(中略)

(vi) 日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、(x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

(中略)

12 その他

(中略)

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF(ただし、日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合はNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社)、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン(以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。)、代理契約に記載のその他の支払代理人(代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。)、代理契約に記載の計算代理人(以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。))ならびに代理契約に記載の受渡代理人(以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。))の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約(ただし、日経平均VI先物指数連動債2の場合は2019年7月19日付の変更および改訂済代理契約、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年4月9日付の変更および改訂済代理契約)(以下「代理契約」といい、随時修正、補完および/または改訂を含む。)に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は、日経平均VI先物指数連動債2の場合、1,000円、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、1万円、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、100円である。

(中略)

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

(中略)

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ(()支払不能の場合、または()支払代理人が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは(日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には))かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合(もしくは(日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には))「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合)(上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは(日経平均VI先物指数連動債2および日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には))かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従い定義される。)には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに)効力を生じるものとする。

(中略)

指数の概要

日経平均株価

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出される平均株価型の指数である。算出開始は1950年9月7日であり、値は戦後、東京証券取引所が再開した1949年5月16日ま

で遡及計算されている。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970年以降は日本経済新聞社が算出している。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物（日経平均VI先物）を対象にして、期近限月と期先限月のウエートを日々調整することで、仮想的に満期1ヶ月の日経平均VI先物を合成し、その合成した先物価格の日々の変動率に連動するように設計された指数である。（日経平均ボラティリティー・インデックスについては、後述する（ ）。）

・当日の指数値は、前日の指数値に対して、日経平均VI先物価格をもとに算出された変化率を乗じて計算される。

・算出に用いる先物価格は、大阪取引所の日経平均VI先物取引における前日および当日の取引所公表値（終値または清算値）とする。

・対象となる先物の限月は、期近および期先の直近2限月で、取引最終日の翌営業日（通常はSQ日）から、それぞれ次の限月にロールして算出される。

・小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで算出される。単位はポイントとする。

・2012年2月27日の値を100,000とする。

・2012年12月3日から、1日1回終値ベースで算出・公表される。

日経平均ボラティリティー・インデックスは、投資家が日経平均株価の将来の変動をどのように想定しているかを表した指数である。指数値が高いほど、投資家が今後、相場が大きく変動すると見込んでいることを意味する。

（対象とする指数）

現在の市場で見込まれている日経平均株価（日経平均）の1ヶ月先の変動率を示す。

（算出方法）

大阪取引所に上場している日経平均先物および日経平均オプションの価格をもとに算出する。直近二限月のオプションのうち、直近限月の先物価格を基準としてOTM（アウト・オブ・ザ・マネー）となる行使価格のオプション価格をつかって、それぞれの限月のボラティリティーを求め、満期が30日になるように線形補間を行う。

（起点など）

算出開始は2010年11月19日（1989年6月11日まで遡及計算）。現在は大阪取引所の日経平均オプション取引の日中立会の時間帯に、15秒間隔で算出している。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の計算方法

以下の算式に従って算出される。

通常日の算式

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times [(F_{1,t} \times W_{1,t-1} + F_{2,t} \times W_{2,t-1}) / (F_{1,t-1} \times W_{1,t-1} + F_{2,t-1} \times W_{2,t-1})]$$

ロール日（SQ日）の算式(1)

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times (F_{1,t} / F_{2,t-1})$$

$W_{i,t}$ ： 時点 t における第 i 限月の限月ウエート

$F_{i,t}$ ： 時点 t における第 i 限月の先物価格

(1)： なお、時点 t がロール日の場合、時点 t における期近限月（ $i=1$ ）は、時点 $t-1$ （取引最終日）における期先限月（ $i=2$ ）と同じ限月となることに注意する。

先物の価格

価格採用の優先順位は以下のとおりである。

1. 終値
2. 清算値

限月ウエートの算出

期近限月と期先限月の限月ウエートは以下のとおり算出される。

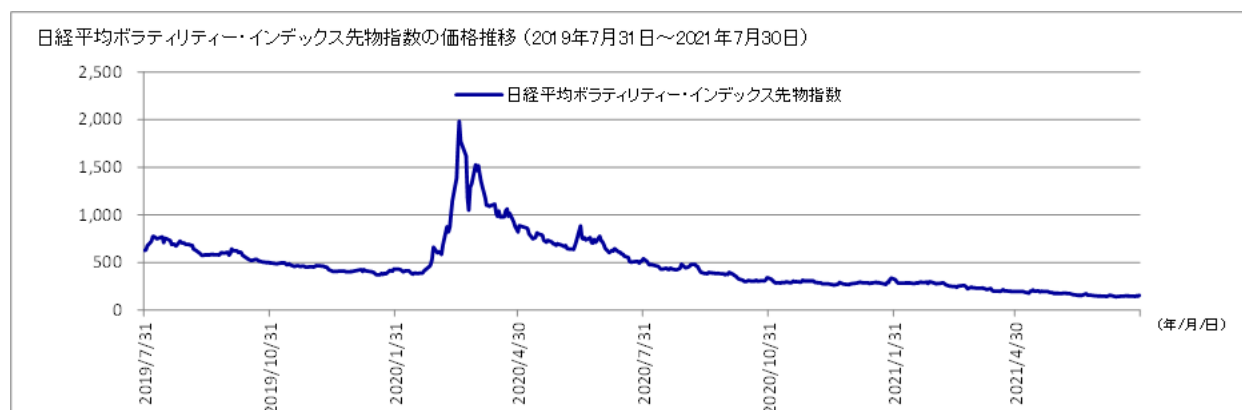
1. 直近にロール (算出の対象となる限月のシフト、通常はSQ日に実施) した日の期近限月の残存日数 (営業日ベース) を「対象日数」とする (2)。
 2. 当日の期近限月の残存日数 (営業日ベース) から 1 を減じた値を「対象日数」で除した値 (小数点以下第 3 位を切り捨てて第 2 位まで) を当日の期近限月の限月ウエート (3) とする。
 3. 1 から期近限月の限月ウエートを減じた値を期先限月の限月ウエートとする。
- (2) : ロールから次のロールまでの間、「対象日数」は固定である。
- (3) : 取引最終日における期近限月の限月ウエートは 0 となる。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数のパフォーマンス

次のグラフは2012年2月27日以降、2021年7月30日までの日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数のパフォーマンスを示す。



また、次のグラフは2019年7月31日から2021年7月30日までの2年間の日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数のパフォーマンスを示す。



ただし、これらのグラフは将来のパフォーマンスの目安とみなされるべきものではない。

日経・JPX金指数

日経・JPX原油指数

(中略)

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標である日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数、日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油レバレッジ指数および日経・JPX原油インバース指数（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

（中略）

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

（中略）

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

発行会社は、日経平均VI先物指数連動債2の償還価額が、(1)日経平均VI先物指数連動債2の1枚当たりの計算金額とトリガー倍数との積に相当しもしくはこれを上回る金額、または(2)日経平均VI先物指数連動債2の1枚当たりの計算金額をトリガー倍数で除した数値に相当しもしくはこれを下回る金額のいずれかでであると計算代理人により決定された場合には、NEFの選択による償還額の支払をすることにより日経平均VI先物指数連動債2を満期前に償還することを選択することができる。

また、本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

（中略）

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

（中略）

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日(最終評価日を含む。)において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および/または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

NEXT NOTES 日経平均VI先物指数ETNに関する注意点

NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNの信託は、2022年3月18日の経過により終了する

NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNの信託は、信託の終了に係る信託契約の変更を2022年2月15日に実施しており、2022年3月18日の経過により終了する。

日経平均ボラティリティー・インデックスは理論上の計算であり、取引可能な指数ではない

日経平均ボラティリティー・インデックスは理論上の計算であり、直物価格で取引できるものではない。

本外国指標連動証券および/または本受益権は日経平均ボラティリティー・インデックスではなく日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数に連動しており、本外国指標連動証券および/または本受益権の価値は、もし本外国指標連動証券および/または本受益権が日経平均ボラティリティー・インデックスに連動していたならば有していたであろう価値を下回るおそれがある

本外国指標連動証券および/または本受益権の価値は、日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の数値に連動するものであり、投資家が日経平均ボラティリティー・インデックスの水準の上下から利益を得られるとは限らない。本外国指標連動証券および/または本受益権の連動先である本指数は、日経平均ボラティリティー・インデックスに関する先物のロング・ポジションを保有して、ロールを行う設計となっている。これらの先物は、必ずしも日経平均ボラティリティー・インデックスのパフォーマンスに連動しているものではない。日経平均ボラティリティー・インデックスの水準の上昇は、必ずしも日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の水準を上昇させるものではないため、本外国指標連動証券および/または本受益権は日経平均ボラティリティー・インデックスが上昇した場合でも、その利益を受けられない可能性がある。したがって、日経平均ボラティリティー・インデックスに直接連動していた場合の仮想上の投資(かかる指数に投資できると仮定した場合)の方が、本外国指標連動証券および/または本受益権よりも高いリターンを生み出す可能性がある。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、本指数を構成する先物の限月間に価格差があるため、本外国指標連動証券の満期時または償還時に支払われる金額が減少する可能性がある

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、日経平均ボラティリティー・インデックス先物の第1限月の先物を売却し、第2限月の先物を買付けする取引を日次で行っている。第1限月より第2限月の先物価格の方が高いケースでは、第1限月から第2限月への乗換え投資の結果として損失が発生する可能性がある。逆に第2限月より第1限月の先物価格の方が高いケースでは、第1限月から第2限月への乗換え投資の結果として収益が発生する可能性がある。本指数を構成する第1限月と第2限月の過去の先物価格の推移を比較すると、しばしば第1限月よりも第2限月の先物価格が高い状態を示しており、先物の乗換え投資の結果として、多額の損失発生が見受けられることが多い。第1限月よりも第2限月の先物価格が高い状態が

見られることは、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動先である本指数の数値にマイナスの影響を及ぼし、本外国指標連動証券の満期時または償還時に支払われる金額を減少させる可能性がある。

したがって、NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品である。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数に関する過去の情報は限られている

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動先である本指数は2012年12月から算出・公表されたものであり、もし過去において計算されていたとすれば本指数がどのようなパフォーマンスを示していたかについての情報は限られている。さらに、日経平均ボラティリティー・インデックスに関する先物が取引されるようになったのは2012年2月27日以降であるが、関連する全ての満期の先物がその日以降常に取り立てられてきたわけではない。

本指数およびそれらに含まれる先物が誕生したのは最近のことであり、それらに関する過去のパフォーマンスのデータは限られているかまたは存在しないため、本外国指標連動証券および／または本受益権への投資は、過去のパフォーマンスについて確立された長期の記録を持つ指数に連動する商品に投資する場合と比較した場合、リスクが高い可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

(中略)

<NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES インドNifty・ベア ETNに関する情報>

(中略)

<免責事項>

(中略)

Nifty指数連動債の場合：

本外国指標連動証券は、インディア・インデックス・サービスズ・アンド・プロダクツ・リミテッド (India Index Services & Products Limited) (以下「IISL」という。)がスポンサーとなっているものではなく、また、IISLによって、保証、販売または宣伝されているものではない。IISLは、本外国指標連動証券の所有者または公衆に対して、有価証券一般または本外国指標連動証券が投資に適するものであるかという点、または本指数がインドにおける株式市場全体のパフォーマンスに対応したパフォーマンスをあげられるかという点に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証もしていない。IISLとNEFとの間の関係は、NEFまたは本外国指標連動証券とは関係なくIISLにより決定、構成および計算される本指数ならびに本指数に関連する商標および商号に関するライセンスの付与だけである。IISLは、本指数の決定、構成または計算において、NEFまたは本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。IISLは、本外国指標連動証券の発行される時期、価格もしくは数量の決定、または本外国指標連動証券が将来換金される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれらに関与していない。IISLは、本外国指標連動証券の管理、販売または取引に関して、いかなる義務または責任も負わない。

IISLは、本指数またはそれに含まれるデータについて、その正確性および／または完全性を保証するものではなく、また、IISLは、それらに含まれる誤謬、欠落または中断に対して、いかなる責任も負わない。IISLは、本指数またはそれに含まれるデータを使用することによりNEF、本外国指標連動証券の所有者またはその他の個人もしくは法人が得る結果について、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もしない。IISLは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、本指数またはそれに含まれるデータの商品性、特定の目的もしくは使用への適合性について、あらゆる保証を行うことを明示的に否認する。上記を制限することなく、IISLは、たとえかかる損害の可能性について通知されていたとしても、あらゆる直接的損害、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害（逸失利益を含む。）を含む、本外国指標連動証券に起因もしくは関連する請求、損害または損失に関する一切の責任を明示的に否認する。

投資家は、本外国指標連動証券の申込みまたは購入を行うことによって本免責事項を認め、理解し、同意したものとみなされ、かつそれに拘束されるものとする。

（後略）

<訂正後>

銘柄

	銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
1	NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN	ハンセン指数・レバレッジインデックス連動債
2	NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN	ハンセン指数・ショートインデックス連動債
3	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN	韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス連動債
4	NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN	韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス連動債
5	NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN	日経・JPX金レバレッジ指数連動債
6	NEXT NOTES 金先物 ベア ETN	日経・JPX金インバース指数連動債
7	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETN	日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3
8	NEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETN	日経・JPX原油インバース指数連動債
9	NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ（2倍）・インデックス（円ヘッジ・プライスリターン）連動債（以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ指数連動債」という。）
10	NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジETN	ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース（-1倍）・インデックス（円ヘッジ・トータルリターン）連動債（以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース指数連動債」という。）
11	NEXT NOTES 東証マザーズETN	東証マザーズ指数連動債
12	NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）ETN	STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）連動債

<u>13</u>	NEXT NOTES S&P500 配当貴族 (ネットリターン) ETN	S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)連動債
<u>14</u>	NEXT NOTES S&P シンガポール リート (ネットリターン) ETN	S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)連動債
<u>15</u>	NEXT NOTES インドNifty・ ダブル・ブル ETN	Nifty レバレッジ(プライスリターン)指数連動債
<u>16</u>	NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN	Nifty デイリーインバース (トータルリターン)指数連動債
<u>17</u>	NEXT NOTES 野村日本株高配当70 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数 (ネットトータルリターン)連動債
<u>18</u>	NEXT NOTES 日本株配当貴族 (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	S&P/JPX 配当貴族指数 (米ドルヘッジ、課税後配当込み)連動債
<u>19</u>	NEXT NOTES 東証REIT (ドルヘッジ、ネットリターン) ETN	税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数連動債
<u>20</u>	NEXT NOTES 野村AI ビジネス70 (ネットリターン) ETN	野村AI ビジネス70 (ネットリターン) 連動債
<u>21</u>	NEXT NOTES 高ベータ30 (ネットリターン) ETN	野村日本株高ベータ・セレクト30 (ネットリターン) 連動債
<u>22</u>	NEXT NOTES 低ベータ50 (ネットリターン) ETN	野村日本株低ベータ・セレクト50 (ネットリターン) 連動債
<u>23</u>	NEXT NOTES ニッチトップ 中小型日本株 (ネットリターン) ETN	ファクトセット・グローバル・ニッチトップ・ジャパン エンタープライズ指数 (課税後配当込み) 連動債

(注1) 以下、第1から第23までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別にまたは総称して「本信託」という。

(注2) 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第1から第23までの受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。また、第5から第8までの受託有価証券を個別にまたは総称して「日経・JPX指数連動債」、第9および第10の受託有価証券を個別にまたは総称して「ダウ・ジョーンズ工業株価平均指数連動債」、第13および第14の受託有価証券を個別にまたは総称して「S&P指数(課税後配当込み)連動債」、第15および第16の受託有価証券を個別にまたは総称して「Nifty指数連動債」ということがある。

(注3) 本外国指標連動証券の元本その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。

(注4) 本書の提出会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイは、第1から第23までの本受益権に係る有価証券届出書を2019年6月14日に関東財務局長に提出している。

発行価額の総額

各本受益権について、500億円を上限とする。

なお、第1から第4までの本受益権は2013年2月18日に、第5から第8までの本受益権は2013年4月19日に、第9から第11までの本受益権は2013年10月28日に、第12の本受益権は2014年3月12日に、第13から第16までの本受益権は2014年11月18日に、第17の本受益権は2015年3月16日に、第18および第19の本受益権は2016年12月1日に、第20から第22までの本受益権は2017年3月1日に、また第23の本受益権は2019年7月10日に、それぞれ東京証券取引所に上場された。

発行価格

各本受益権について、1口当たり、申込受付日(以下に定義する。)現在の本外国指標連動証券1券面の額面金額(1万円。ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は100円)当たりの償還価額(下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 用語の定義」に定義する。)を受益権付与率(以下に定義する。)で除することにより算出される価額(小数点以下は切り上げる。)(以下「発行価格」という。)とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

(中略)

申込単位は、各本受益権について20,000口以上1口単位とする。

(中略)

申込期間

申込期間：2021年9月4日から2022年10月3日までとする。

(中略)

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買収の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき20,000口(受益権付与率に変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当該口数を変更することがある。)以上1口単位とする。

(中略)

信託終了時の残余財産の給付

(中略)

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき(繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)。

(中略)

- (14) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項第41条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

(中略)

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETN、NEXT NOTES 金先物 ベア ETN、NEXT NOTES ドバイ原油先物 ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES ドバイ原油先物 ベア ETNに関する情報>

本外国指標連動証券の概要

(中略)

2 償還および買入

(a) 満期償還

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合：

以下の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、NEFにより、2033年2月7日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額1万円につき、以下の算式に従って算出される金額(0円以上の金額とし、以下「満期償還額」という。)により償還される。

$$10,000円 \times \frac{\text{最終評価日における償還価額}}{IL_0}$$

(中略)

(c) 用語の定義

(中略)

「管理費用」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 0.80% (=0.008) をいう。
「関連取引所」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 東京証券取引所、および、計算代理人が、その単独かつ完全な裁量により、本 外国指標連動証券に関して重要であると判断する、本指数または原指数に関連 する先物取引またはオプション取引が行われる取引所または相場システムをい う。
「規定通貨」とは、	日本円をいう。
「原指数」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の 場合： 日経・JPX金指数をいう。 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 および日経・JPX原油インバース指数連 動債の場合： 日経・JPX原油指数をいう。
「最終評価日」とは、	日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合： 満期償還日の10営業日前の日をいう。ただし、償還価額を算出するために使用 される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業 日でない場合、日経・JPX金レバレッジ指数は、障害日でない翌予定取引所営業 日において情報配信ソースに表示される終値を用いて決定されるものとする。 日経・JPX金レバレッジ指数が最終評価日の 8 予定取引所営業日後の日までに決 定されない場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により決定した日 経・JPX金レバレッジ指数を用いて、最終評価日における償還価額を決定するも のとする。

(中略)

(中略)

「市場混乱事由」とは、	日経・JPX指数連動債の場合： 取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評 価時刻までの 1 時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在しているこ と、または早期終了をいう。
-------------	---

(中略)

(中略)

「早期償還決定期間」とは、

当初評価日(当日を除く。)から最終評価日(当日を除く。)までの期間をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数を決定するにあたり、早期償還決定期間のいずれかの日が予定取引所営業日でないかまたは障害日の場合、計算代理人は、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、かかる日における償還価額を決定することができる(ただし、決定する必要はない。)。

(中略)

(中略)

「当初評価日」とは、

2013年4月17日をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

償還価額を算出するために使用される日経・JPX金レバレッジ指数の決定にあたり、かかる日が予定取引所営業日ではないかまたは障害日の場合、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、かかる日の直前に情報配信ソースに最後に表示された日経・JPX金レバレッジ指数を用いて、当初評価日における償還価額を決定するものとする。

(中略)

(中略)

「取引日」とは、

2013年4月2日(ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年5月11日)をいう。

(中略)

「ヘッジ取引」とは、

日経・JPX指数連動債の場合：

NEF、その関連会社またはノミニーが、本外国指標連動証券に基づくNEFの義務の負担および履行を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う()有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または()その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

日経・JPX指数連動債の場合：

NEFおよび/またはその関連会社が、本外国指標連動証券を個別にまたはポートフォリオベースでヘッジするために行う()有価証券、オプション、先物、デリバティブもしくは外国為替に関するポジションもしくは契約または()その他の商品もしくは取引(その表示方法を問わない。)の1つまたは複数の購入、売却、締結または維持をいう。

(中略)

「本指数」とは、

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

日経・JPX金レバレッジ指数(Nikkei-JPX Leveraged Gold Index)をいう。

(中略)

「本取引所」とは、日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合：
株式会社大阪取引所をいい、その承継取引所を含むものとする。

(中略)

(中略)

「 IL_t 」または「償還価額」とは、当初評価日 (当日を含む。) から最終評価日 (当日を含む。) までの期間のいずれかの暦日 (t) において、以下の算式により計算代理人が決定する値をいう。

日経・JPX金レバレッジ指数連動債の場合：

$$IL_t = IL_{t-1} \times \frac{(GOLDLV[t])}{(GOLDLV[t-1])} \times (1 - \text{管理費用} \times \frac{1}{365})$$

(中略)

「 IL_0 」とは、100をいう。
「 t 」とは、当初評価日 (当日を含む。) から最終評価日 (当日を含む。) までの連続する各暦日の数字を表し、当初評価日の場合には0を意味し、当初評価日後の第1暦日目の日の場合には1を意味し、第2暦日目の日の場合には2を意味し、以降同様とする。

(d) 本指数の調整

(中略)

(ロ)調整事由

()インデックス・スポンサーが本指数の算式もしくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するかもしれないその他の方法により本指数を著しく修正する場合 (構成銘柄および資本構成ならびにその他の慣例的事由に変更が生じた場合に本指数を維持するために行われる算式もしくは方法の修正を除き、以下「本指数の修正」という。)、もしくは本指数を恒久的に取消し、承継指数が存在しない場合 (以下「本指数の取消し」という。)、()インデックス・スポンサーが本指数の算出および公表を行わない場合 (本指数の修正および本指数の取消しとあわせて以下「指数調整事由」という。)、または() 計算代理人が、その単独の裁量により、法令変更、ヘッジ障害、ヘッジコストの増加もしくは通貨関連障害 (以下それぞれを「追加障害事由」という。) が生じたと判断した場合、NEFは、その単独の裁量により、下記(あ)または(い)に記載する行為を行うことができる。

(あ) 計算代理人に対して、償還金額および / または本外国指標連動証券のその他の条件について、調整事由 (以下に定義する。) に対応するための相応な調整 (もしあれば) を行い、かかる調整の発効日を決定するように要求する。

(い) 下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知を行うことにより、本外国指標連動証券を償還する。本外国指標連動証券が償還される場合、NEFは、下記「9 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に対して通知された日に、各本外国指標連動証券の所持人に対して期限前償還金額 (下記「(f) 税制変更による繰上償還」に定義する。) を支払うものとする。

(中略)

< 免責事項 >

日経・JPX金レバレッジ指数連動債および日経・JPX金インバース指数連動債の場合：

(中略)

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 および日経・JPX原油インバース指数連動債の場合：

(中略)

7. 株式会社日本経済新聞社および株式会社東京商品取引所は、本指数および原指数の計算方法など、その内容を変える権利および公表を停止する権利を有している。

(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「9 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の事前の通知をNEFに対して行った場合、NEFは、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 を除く日経・JPX指数連動債の場合、額面金額 2 億円以上 1 万円単位、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 の場合、額面金額200万円以上100円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。

(中略)

(f) 税制変更による繰上償還

NEFは、下記の場合において、その選択により随時、下記「9 通知」に従い30日以上60日以内の（取消不能の）通知を本外国指標連動証券の所持人に対して行うことにより本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。

() NEF（または保証状（下記「4 本外国指標連動証券の地位および保証 (b) 本外国指標連動証券の保証」に定義する。）に基づく支払が要求された場合には保証会社）が、本外国指標連動証券の当初の発行日以後に効力が発生する、オランダもしくは（場合により）日本もしくはその行政区画もしくは課税当局（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 の場合には、当該課税管轄（下記「8 課税上の取扱い」に定義する。））の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 の場合には、本外国指標連動証券に基づく次の支払期日において、本外国指標連動証券に基づく支払から徴収または控除されることが要求される金額に関し、）下記「8 課税上の取扱い」に規定する追加額の支払義務が生じたかもしくは生じうる場合、または（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 を除く日経・JPX指数連動債の場合には）それぞれの場合において当該支払に関する金額をオランダもしくは（場合により）日本の課税当局に報告する義務が生じたかもしくは生じうる場合であり、

() NEF（または保証会社）が利用可能な合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合。

(中略)

本号に基づく償還の通知に先立ち、NEFは代理人に対し、（日経・JPX原油レバレッジ指数連動債 3 の場合には、その所定の事務所において本外国指標連動証券の所持人の閲覧に供するため、）NEFがかかる償還を行う権利を有している旨およびNEFが償還を行う権利の前提条件を示す事実が発生した旨を記載した、NEFの取締役 1 名（または保証会社の代表執行役）の署名ある証明書、およびNEF（または

保証会社)が、かかる変更または修正によりかかる追加額の支払義務または(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合には)上述の課税当局に対する報告義務を負っており、または今後負うこととなる旨の定評ある独立の法律顧問による法律意見書を交付する。

(中略)

上記「(b) 早期償還」、上記「(e) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」、本号、次号および下記「6 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本外国指標連動証券を満期償還日より前に償還することはできない。

(g) 規制事由による償還

(中略)

(h) 買入

(中略)

(i) 消却

償還された全ての本外国指標連動証券は直ちに消却される。このように消却された全ての本外国指標連動証券および上記「(h) 買入」に従って買入消却された本外国指標連動証券は代理人に交付され、これを再発行または再売却することはできない。本外国指標連動証券の要項で消却(償還時を除く。)が要求される恒久大券により表章される本外国指標連動証券の消却は、当該恒久大券の額面金額の減少により有効となる。

3 支払

(a) 支払に関する一般規定

支払は、あらゆる場合において、()支払の場所において適用ある財務もしくはその他の法律および規則ならびに()1986年合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871(m)条に従い要求される源泉徴収もしくは控除(以下、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、「第871(m)条源泉徴収」という。)もしくは内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服するが、下記「8 課税上の取扱い」の規定を妨げないものとする。さらに、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、NEFは、本外国指標連動証券について支払われる金額に関して課される第871(m)条源泉徴収の金額を決定する際に、いかなる「配当同等物」(内国歳入法第871(m)条において定義される。)も、適用ある法令に基づいて可能となるかかる源泉徴収からの免除または源泉徴収の減額にかかわらず、かかる支払に適用されうる最も高い税率にて、源泉徴収することができるものとする。

(中略)

(b) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日(以下に定義する。)以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の

決済を行い、通常の業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を営んでいる日(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、土曜日および日曜日を除く。)をいう。

(c) 元本および利息の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- () 下記「8 課税上の取扱い」に基づき、元本に関し支払われることのある追加額。
- () 本外国指標連動証券の満期償還額。
- () 本外国指標連動証券の期限前償還金額。
- () 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。

4 本外国指標連動証券の地位および保証

(中略)

(b) 本外国指標連動証券の保証

本外国指標連動証券に関するNEFの支払および交付義務は、2011年7月29日付保証状(ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2019年7月19日付保証状)(以下「保証状」という。)により保証会社が無条件かつ取消不能の形で保証する。保証状に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件、非劣後かつ(下記「5 担保提供制限」に従い)無担保の債務であり、また、(下記「5 担保提供制限」に従い、また国税および地方税に関する債務およびその他法律により定められた例外は除き)保証会社の現在および将来の他の一切の無担保の非劣後債務と、少なくとも同順位である。

(中略)

8 課税上の取扱い

(中略)

本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は全て、オランダ(NEFの場合)もしくは日本(保証会社の場合)またはそれらの行政区画もしくはそれらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄)によりまたはそれら(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、課税管轄)に代わって、現在または将来において課され、賦課され、徴税され、源泉徴収され、課税されるあらゆる性質の税金、賦課金、公租公課を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。この場合、NEFまたは(場合により)保証会社は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本外国指標連動証券の元本の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本外国指標連動証券について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の本外国指標連動証券に関しては支払われないものとする。

(中略)

(vi) 日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には、(x)内国歳入法第1471(b)条に記載の契約により、もしくは内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、

かかる条項の公的な解釈に従い、または(y)内国歳入法第871(m)条に従い、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。

日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く本外国指標連動証券に係るNEFによる支払または保証状に基づく保証会社による支払は、あらゆる場合において、内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。源泉徴収または控除された金額は、本外国指標連動証券に関するあらゆる目的において支払われたものとみなされ、かかる源泉徴収または控除に関して追加額は支払われない。

(中略)

12 その他

(中略)

(3) 代理契約

本外国指標連動証券は、発行会社としてのノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNEF(ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合はNEFおよび野村グローバル・ファイナンス株式会社)、保証会社としての野村ホールディングス株式会社および野村證券株式会社、発行代理人兼支払代理人および代理銀行としてのシティバンク・エヌ・エー・ロンドン(以下「代理人」といい、承継者たる代理人を含む。)、代理契約に記載のその他の支払代理人(代理人とあわせて以下「支払代理人」といい、追加の支払代理人または承継者たる支払代理人を含む。)、代理契約に記載の計算代理人(以下「計算代理人」といい、承継者たる計算代理人を含む。)ならびに代理契約に記載の受渡代理人(以下「受渡代理人」といい、追加の受渡代理人または承継者たる受渡代理人を含む。)の間の2012年7月27日付の変更および改訂済代理契約(ただし、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合は2020年4月9日付の変更および改訂済代理契約)(以下「代理契約」といい、随時修正、補完および/または改訂を含む。)に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 様式、額面および所有権

本外国指標連動証券は無記名式で発行され、円建てで、外国指標連動証券の額面金額は、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3を除く日経・JPX指数連動債の場合、1万円、日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合、100円である。

(中略)

(5) 代理人、支払代理人、計算代理人および受渡代理人

(中略)

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ(()支払不能の場合、または()支払代理人、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には)かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従って定義される「外国金融機関」であり、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「参加外国金融機関」とはならないかもしくは同日以降に「参加外国金融機関」ではなくなる場合(もしくは(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合に

は)「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されるようにならないかもしくは同日以降に「パススルー支払」に対する源泉徴収税を免除されなくなる場合)(上記の用語は内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、もしくはかかる条項の公的な解釈(もしくは(日経・JPX原油レバレッジ指数連動債3の場合には)かかる条項に関する政府間の提案を施行する法律)に従い定義される。)には、「パススルー支払」に対する源泉徴収税の施行日以降、いずれの場合も直ちに)効力を生じるものとする。

(中略)

指数の概要

日経・JPX金指数

日経・JPX原油指数

(中略)

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権または本外国指標連動証券に関するリスク要因

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および/または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および/または各本受益権の連動指標である日経・JPX金レバレッジ指数、日経・JPX金インバース指数、日経・JPX原油レバレッジ指数および日経・JPX原油インバース指数(以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。)のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および/または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

(中略)

本外国指標連動証券および/または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

(中略)

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および/または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された(または負担される予定の)一切の費用、損失および経費(もしあれば)(ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。)が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、

費用、損失および経費が最低限となる(または最低限となることが期待される)方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

(中略)

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

(中略)

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日(最終評価日を含む。)において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかの本外国指標連動証券および/または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

レバレッジ・インデックス、インバース・インデックスと対象指数との利益・損失の違い

(中略)

<NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN、NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETNおよびNEXT NOTES インドNifty・ベア ETNに関する情報>

(中略)

< 免責事項 >

(中略)

Nifty指数連動債の場合：

本外国指標連動証券は、NSE Indices Limitedがスポンサーとなっているものではなく、また、NSE Indices Limitedによって、保証、販売または宣伝されているものではない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の所有者または公衆に対して、有価証券一般または本外国指標連動証券が投資に適するものであるかという点、または本指数がインドにおける株式市場全体のパフォーマンスに対応したパフォーマンスをあげられるかという点に関して、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明または保証もしていない。NSE Indices Limitedとノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ(以下「NEF」という。)との間の関係は、NEFまたは本外国指標連動証券とは関係なくNSE Indices Limitedにより決定、構成および計算される本指数ならびに本指数に関連する商標および商号に関するライセンスの付与だけである。NSE Indices Limitedは、本指数の決定、構成または計算において、NEFまたは本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の発行される時期、価格もしくは数量の決定、または本外国指標連動証券が将来換金される計算式の決定もしくは計算に関して責任を負わず、またこれらに関与していない。NSE Indices Limitedは、本外国指標連動証券の管理、販売または取引に関して、いかなる義務または責任も負わない。NSE Indices Limitedは、本指数またはそれに含まれるデータについて、その正確性および/または完全性を保証するものではなく、また、NSE Indices Limitedは、それらに含まれる誤謬、

欠落または中断に対して、いかなる責任も負わない。NSE Indices Limitedは、本指数またはそれに含まれるデータを使用することによりNEF、本外国指標連動証券の所有者またはその他の個人もしくは法人が得る結果について、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もしない。NSE Indices Limitedは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、本指数またはそれに含まれるデータの商品性、特定の目的もしくは使用への適合性について、あらゆる保証を行うことを明示的に否認する。上記を制限することなく、NSE Indices Limitedは、たとえかかる損害の可能性について通知されていたとしても、あらゆる直接的損害、特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害（逸失利益を含む。）を含む、本外国指標連動証券に起因もしくは関連する請求、損害または損失に関する一切の責任を明示的に否認する。投資家は、本外国指標連動証券の申込みまたは購入を行うことによって本免責事項を認め、理解し、同意したものとみなされ、かつそれに拘束されるものとする。

(後略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 訂正前 >

(前略)

< NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNに関する情報 >

(中略)

上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第 1 募集要項」をご参照下さい。

< NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETNに関する情報 >

銘柄名	NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN (銘柄コード : 2035)
連動対象となる指標	日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数
連動対象となる指標の概要	連動対象となる指標は、大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物（日経平均VI先物）を対象にして、期近限月と期先限月のウェートを日々調整することで、仮想的に満期 1 ヶ月の日経平均VI先物を合成し、その合成した先物価格の日々の変動率に連動するよう設計された指数です。その値動きはNEXT NOTESウェブサイト（ https://nextnotes.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。

主な投資リスク	価格変動リスク 本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 発行会社または保証会社に関する信用リスク 本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク 本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 流動性リスク 本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 上場廃止に関するリスク 本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
連動対象となる指標に関する 注意点	日経平均VI先物価格(中心限月)と、日経平均VI先物価格をもとに計算された日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の値動きは、必ずしも一致しません。 また、長期保有を行うことで、日経平均VI先物価格(中心限月)と日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の値動きの乖離が大きくなり、期待した投資成果が得られない可能性があります。
本指標連動債の 償還、または 信託の終了	満期償還日 2033年2月7日 早期償還 満期償還日の10営業日前までに償還価額が0以下となった場合、本指標連動債は0円で償還されます。 償還価額が4,000円以上、もしくは250円以下となった場合、発行会社の選択により満期前に償還することができます。 また、本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 信託終了 「本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額(5億円)を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき」などの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。 なお、本信託は、2022年3月18日を信託終了日として終了します。

上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・ブル ETNに関する情報>

(後略)

<訂正後>

(前略)

<NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETNに関する情報>

（中略）

上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第 1 募集要項」をご参照下さい。

<NEXT NOTES 金先物 ダブル・プル ETNに関する情報>

（後略）